

## **[事案 2023-264] 死亡保険金増額請求**

・令和6年4月26日 和解成立

### **<事案の概要>**

担当者の誤説明を理由に、死亡保険金の増額を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

被保険者（父）が死亡したため、平成29年10月に契約した2件の積立利率変動型終身保険（米ドル建）にもとづき、死亡保険金受取人である長女と次女と自分（三女）の3人が別々に死亡保険金を請求したところ、3人の円換算された死亡保険金額が異なっていた。しかし、以下の理由により、次女が受領した死亡保険金額から自分が受領した死亡保険金額を控除した差額を支払ってほしい。

(1)次女が保険会社のサービスセンターに電話したところ、「死亡診断書を同封して送っていた  
だいた方の書類が届いた時点で保険金額の計算をする。それは3人同じ金額になります」  
と言われたため、同じ金額であれば安心だと思い、3人別々で書類を保険会社に送付したが、3人の円換算された死亡保険金額は異なっていた。

### **<保険会社の主張>**

サービスセンターの受電経緯について詳細な確認を行ったところ、担当者の説明は誤解を招きかねない説明であったことは否定できないものの、誤説明とまでは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金請求の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、担当者の案内は誤説明とまでは言えないものの、部分的には誤解を招きかねない説明であったことは否めないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。